

写

令和8年5月13日

広島労働局長
宮原 真太郎 殿

広島地方労働審議会
会長 村上 恵子

広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和8年1月23日付け広労発基0123第1号をもって諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

広島県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
広島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤー ハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、2回半巻きのもの	1か所につき 85銭
	コネクタの挿入(コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。)	自動車用で、長さが1,500ミリメートル以下の電線について行うもの	1か所につき 53銭
		自動車用で、長さが1,500ミリメートルを超える電線について行うもの	1か所につき 61銭
		自動車用以外の電線について行うもの	1か所につき 38銭
基板	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1個につき 68銭
	はんだ付け(手はんだによるものに限る。)	集積回路及びコネクタについて行うもの	1か所につき 39銭
		集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの	1か所につき 73銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け(手はんだによるものに限る。)		1か所につき 1円30銭

- 4 効力発生の日
法定どおり